

「UR 連携共創ポータル」ご提案にあたっての留意事項

ご提案にあたっては、以下の留意事項についてご了承いただいたものとみなしますので、必ずご確認ください。

1. 提案の対象者

法人格を有する事業者を対象とします。

2. 提案の対象外となる事項

提案者(提案に関係する者を含む)及び提案内容が次の事項に該当する場合は、提案の受付や実現に向けた調整を行うことはできません。

- (1) 企業等の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とするもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 特定の政党・宗教・団体等を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (4) 公平性に問題がある等、その他、当機構が連携を行うにあたり相応しくないと判断するもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (6) 提案の実現に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていないもの
- (7) 当機構が取り組み可能な業務範囲を超えるもの(法改正を必要とするもの)

3. 誓約事項

提案にあたっては、下記誓約事項をご確認ください。

〈誓約事項〉

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないことを誓約します。
- (2) 提案書提出時点で、当機構から本提案の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていません。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者ではないことを誓約します。(※)
- (4) 破産法による破産手続の申立てを行っている又はなされている事業者でないこと、民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者でないこと、社会問題を起こしている者でないことを誓約します。
- (5) 上記事項と相違する事実が判明した場合又は上記事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、当機構が行う連携中止等の一切の措置について、異議の申立てを行いません。

4. 提案の取り扱い

- (1) 提案内容の精査や調整の結果により、本留意事項に反する事実が判明した場合、提案者との対話・調整を行わない、又は対話・調整を中止します。
- (2) 提案内容や対話・調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- (3) 提案は、提案者から当機構への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、当機構が提案の対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (4) 提案の実施如何に関わらず、提案及び対話・調整にかかる一切のコスト(企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調査費・資料作成費等一切の費用、生じた損害等)は提案者の負担とします。

5. 公募等の手続き

対話の結果や各種法令等又は当機構の契約上のルールにより、提案者の提案に関して、改めて公募等の手続きにより実施者を選定する場合があります。当該手続きにおいては、提案者が必ずしもその実施主体とならない場合があります。

その際、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。

ただし、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報については、その利用につき協議・配慮をさせていただきます。

6. 提案者における情報の取り扱い

提案に関する対話及び実施により、一般には公開されていない秘密情報や個人情報等の取り扱いが生じる場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、提案者において生じた秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、当機構に故意又は重大な過失がある場合を除き、当機構は一切の責任を負いません。

7. 当機構における情報の取り扱い

提案の受付後、その内容及び提案者との調整状況について、社内情報共有のために社内イントラに掲載します。また、提案に関わる社内関連部署及び調整に必要な諸機関に情報提供を行うことがあります。提案者に不都合な点がある場合は、提案時にご相談ください。

8. 提案内容の公表

- (1) 提案の実施に至った案件については、その実施内容(提案者の名称、概要等)を当機構ホームページや広報・PRのための発刊物等において、利用・公表させていただきます。
- (2) 提案の実施に至らなかった案件については、原則公表しません。

- (3) 提案内容の検討の段階を問わず、当機構では、事務過程で作成・取得した文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開請求の対象となっており、「透明性、公平性」の観点から一定の情報については公開することが求められています。情報公開請求があった場合には、当機構にて定める情報公開に関する規程に基づき、公開・非公開を個別に判断させていただきます。

(※)「暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者」については、以下のとおり。

- 1 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。
法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上